令和5年度 田植日割表(石塘堰樋)

水	系		別	地	区	別	日	割	日		数	備	考
Ξ	の	井	手	ㅗ	小	島	6月25・26・27日		3	B	間		
Ξ	の	井	手	薬師	万・ ┐	下代	6月25・26・27日		3	日	間		
Ξ	の	井	手	半田	3・ナ	ト塘	6月25・26・27日		3	H	間		
=	の	井	手	新二	土 河	原	6月27・28日		2	日	間		
Ξ	の	井	手	蓮	台	寺	6月27・28日		2	日	間		
Ξ	の	井	手	ㅗ		代	6月27・28・29日		3	B	間		
Ξ	の	井	手	小島	下全:	地区	6月29・30・7月1日		3	日	間		
	の	井	手	田田	· 道	望 村	6月28・29日		2	日	間		
	の	井	手	春		日	6月29・30日		2	日	間		
_	の	井	手	池		上	6月28・29・30日		3	日	間		

- 1. 本、日割りは例年どおりに決定発行する。
- 2. 松尾地区については例年どおりに決定する。
- 3. 苗代通水は5月10日より5割程度とする。
 - 一の井手は5月20日より通水する。
- 4. 田植え用水は、6月20日より完全通水する。
- 5. 堰、樋門等の開放は、当日の午前6時とする。

令和5年度 灌漑配水日割表(石塘堰樋)

水	系	別	三の井手	二の井手 三の井手	Ξ	の #	手手	三 の	井 手	
地	区	名	上 小 島	蓮 台 寺 新土河原	城 山 :	全 地 区	上 代	小島下	全 地 区	
曜		田	B	水	月	火	木	金	土	
			2	5	3	4	6	7	8	
	7		9	12	10	0 11		14	15	
	月		16	19	17	18	20	21	22	
			23	26	24	25	27	28	29	
			30		31					
				2		1	3	4	5	
	8		6	9	7	8	10	11	12	
			13	16	14	15	17	18	19	
			20	23	21	22	24	25	26	
			27	30	28	29	31			
								1	2	
	9		3	6	4	5	7	8	9	
	月		10	13	11	12	14	15	16	
	, A		17	20	18	19	21	22	23	
			24	27	25	26	28	29	30	
	10		1	4	2	3	5	6	7	
	月		8	11	9	10	12	13	14	

- 1. 本、協定は二、三の井手係のみとし、一の井手係及び松尾地区は例年どおりとする。
- 2. 本、協定地区の堰板開放は、当日の午前6時とする。
- 3. 堰板は、常時3枚掛けとする。